

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十）が、別表第十二に一本化されます

2025年8月29日に、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈改正が通達されました。概要は、別表第十（雑音の強さ）を別表第十二の整合規格に一本化する見直し、及び、別表第十二にJIS規格を追加する見直しです。ここでは、別表第十（雑音の強さ）にフォーカスしてご紹介します。

■令和7年8月29日に改正通達、令和7年8月31日施行

【対象】 これまで3回の解釈別表第十の改正通達の対象とならなかった残り全ての電気用品

【猶予期間】 3年間

▼改正通達は以下でご確認いただけます。

→ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t8>

【主な変更点】

全ての適用基準が別表第十二基準に変更されました。参照先は、電気用品調査委員会のHPの活動成果に掲載されている、「電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表」に変わります。以下URLからご確認いただけます。

→ https://www.eam-rc.jp/pdf/result/1-2_zatuontaiouhyou.pdf

改正後の別表第十は非常にシンプルな、以下の数行の規定に変わります。

「別表第十二に掲げる基準のうち配線器具（延長コードセットを除く）、小形交流電動機（かご形三相誘導電動機を除く）、電熱器具、電動力応用機械器具、光源及び光源応用機械器具（白熱電球を除く）、電子応用機械器具、交流用電気機械器具並びに携帯発電機の雑音の強さに該当する基準を適用するものとする。」

上記改正通達と同時に、別表第十には1つ解説が設定されました。電気用品調査委員会のHPの「活動成果」のページに掲載される予定です。

→ <https://www.eam-rc.jp/result/result.html>

また、別表第十二の解説も新規に作成されていますので、こちらもご参照ください。

→ https://www.eam-rc.jp/pdf/result/commentary-revision20241125_121r.pdf

以下はこれまでの別表第十改正のお浸りです。

■別表第十改正審議

別表第十二への一本化のための別表第十の見直しのための審議は、コロナ禍の直前、2019（令和元）年10月から開始されました。まずはエル・イー・ディー・ランプを含む照明器具からWG1を設置して審議を開始することだけは決まっていたましたが、それ以降の審議予定は審議を進めながらの立案となり、最終的にWG2、WG3の3段階に分けて審議を進めることとなりました。それぞれのWGの審議対象は以下のとおりです。

- WG1：照明器具全般を対象
- WG2：マルチメディア機器及び家庭用医療機器
- WG3：残り全ての電気用品

■令和3年12月28日の改正通達

【対象】 エル・イー・ディー・ランプ

【猶予期間】 1年間

【主な変更点】 エル・イー・ディー・ランプに適用される基準が第7章からJ55015に変更。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十）が、別表第十二に一本化されます

▼詳細は以下URLから確認できるのでご参照ください。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04_cn/ts/20130605_3/amendment/kaiseibun211228_b8_b10.pdf

■令和4年8月31日の改正通達

【対象】 照明器具

【猶予期間】 3年間

【主な変更点】 照明器具に適用される基準が第7章からJ55015に変更。

▼詳細は以下URLから確認できるのでご参照ください。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04_cn/ts/20130605_3/amendment/kaiseibun220831_b10_b12.pdf

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04_cn/ts/20130605_3/amendment/kaishakutekiyou221020_b10.pdf

上記2つの改正については既に猶予期間が終了しています。

■令和5年8月1日の改正通達

【対象】 マルチメディア機器及び家庭用医療機器

【猶予期間】 3年間

【主な変更点】 マルチメディア機器に適用される基準が第3章及び第4章からJ55032に変更。家庭用医療機器に適用される基準が第5章からJ55014-1に変更。

▼詳細は以下URLから確認できるのでご参照ください。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04_cn/ts/20130605_3/amendment/kaiseibun230801_b10_b12.pdf

これまで30年以上適用されてきた別表第十からCISPR整合規格への変更ですので、かなり要求が厳しくなったり、適用される項目が増えたりすることが多いでしょう。変更が多すぎて分からない解釈などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、解釈改正に伴い、JETではS-JET認証の基準変更試験を随時実施いたします。猶予期間終了間際になると試験申込が混み合うことがありますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。基準変更試験等についてのお問い合わせは、カスタマーサービスセンター（cs@jet.or.jp）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(一財) 電気安全環境研究所
ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター
E-mail : cs@jet.or.jp

